

○名寄地区衛生施設事務組合職員条例

（昭和42年9月14日条例第1号）

改正	昭和45年2月23日条例第3号	昭和58年4月1日条例第8号
	平成3年2月28日条例第1号	平成18年3月27日条例第1号
	令和5年3月3日条例第1号	

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。

（分限、懲戒、服務・休日及び職員団体）

第2条 職員の分限、懲戒、服務・休日及び職員団体並びにこの条例施行に関し必要な事項については、他に定めるものを除き、次に掲げる条例の例による。

- （1） 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成18年名寄市条例第36号）
- （2） 名寄市の休日に関する条例（平成18年名寄市条例第2号）
- （3） 名寄市職員の降給に関する条例（令和4年名寄市条例第38号）
- （4） 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年名寄市条例第39号）

附 則（昭和42年9月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年2月23日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（平成3年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（令和5年3月3日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

